

# 岐阜清流病院訪問看護ステーション

## 重要事項説明書(訪問看護・介護予防訪問看護)

訪問看護サービスの提供開始に当たり、岐阜市条例に基づき、説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人清光会
事業者の所在地	岐阜県瑞穂市重里 1996
代表者名	理事長 名和 隆英
電話番号	058-328-3387

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	岐阜清流病院訪問看護ステーション
事業所の所在地	岐阜市川部 3 丁目 25 番地
電話番号	058-239-8507
指定事業所番号	2 1 6 0 1 9 0 8 5 2
管理者	水谷 久美子
サービスの提供地域	岐阜市、本巣市(金原、根尾を除く)、瑞穂市、本巣郡北方町

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	主治医が必要と認めた要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、関係市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持・回復を図り、可能な限り自立した在宅療養が継続できるよう総合的なサービスの提供に努めます。

### 4. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし土曜日午後、国民の祝日、年末年始(12月30日午後から1月3日まで)を除きます。
営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00      土曜日 8:30～12:30

## 5. 職員体制

看護師	常勤	5名(内兼務 2名)、	非常勤 0名
理学療法士	常勤兼務	3名	
作業療法士	常勤兼務	2名	
言語聴覚士	常勤兼務	1名	

## 6. 職員名

—— 事業所のスタッフは、以下の通りです ——	
看護師	: 水谷久美子 森本昭子 藤吉八州子 辻豊子 上野江里
理学療法士	: 小原隆 森本祐実 南谷陵太
作業療法士	: 田中美絵 清水祐希
言語聴覚士	: 段香菜子

平成30年4月現在

## 7. サービスの提供

- (1) 訪問看護の開始に際しては主治医から訪問看護指示書を貰います。
- (2) 利用者の希望および生活状況を踏まえ、主治医の指示やケアプランに基づき、利用日時や看護・リハビリの内容を相談の上決定します。
- (3) 訪問看護実施後は、実施内容等の記録を残します。必要に応じ説明しますが、ご不明な点は、遠慮なくお尋ね下さい。
- (4) 指示書を発行した主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- (5) 主治医や介護支援専門員、関係医療機関等と相互に連携します。
- (6) 居宅介護サービス計画を作成した介護支援専門員に対し、看護計画及び評価を報告します。
- (7) 看取り期には、本人と家族との十分な話し合いや他の介護関係者との連携を行い、本人の意思決定を基本に「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に沿って行います。
- (8) 訪問看護の内容は次のとおりです。
  - ①病状・全身状態の観察
  - ②清拭・洗髪等による清潔の保持援助
  - ③栄養および排泄等日常生活の援助
  - ④褥瘡の予防・処置
  - ⑤リハビリテーション
  - ⑥ターミナルケア
  - ⑦認知症状に対する生活・精神援助
  - ⑧療養生活や介護方法の相談・助言
  - ⑨内服薬の管理
  - ⑩カテーテル等の管理
  - ⑪その他医師の指示による医療処置や医療機器の管理
  - ⑫医療機器の管理（在宅酸素・人工呼吸器）

## 8. 利用料金

### I) 介護保険適用分

訪問看護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証に基づいて利用料をお支払いいただきます。

但し、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

#### 【基本部分】

(1 単位=10.42 円)

	項目	単位	負担額 (1割)
要 介 護	看護師による訪問	所要時間 20分未満	311 324円
		30分未満	467 487円
		30分以上1時間未満	816 851円
		1時間以上1時間30分未満	1,118 1,165円
	理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士による訪問 (1回20分につき)		296
要 支 援	看護師による訪問	所要時間 20分未満	300 313円
		30分未満	448 467円
		30分以上1時間未満	787 820円
		1時間以上1時間30分未満	1,080 1,126円
	理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士による訪問 (1回20分につき)		286

\* 早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)は、上記の25%、深夜(22:00~6:00)は50%の加算

#### 【加算】

項目	単位	負担額 (1割)
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	6	7円
看護体制強化加算Ⅱ (1月につき)	300	313円
緊急時訪問看護加算 (1月につき)	574	599円
特別管理加算 (1月につき)	重症度の高い場合	500 521円
	上記以外	250 261円
初回加算 (1月につき)	300	313円
退院時共同指導加算 (1回につき)	600	626円
複数名訪問看護加算(Ⅰ)複数の看護師等30分未満 (1回につき)	254	265円
〃 (Ⅱ)複数の看護師等30分以上 (1回につき)	402	419円
〃 (Ⅱ)看護師と看護補助者30分未満 (1回につき)	201	210円
〃 (Ⅱ)看護師と看護補助者30分以上 (1回につき)	317	331円
長時間訪問看護加算 (1回につき)	300	313円
ターミナルケア加算 (当該月に1回)	2,000	2,084円
看護・介護職員連携強化加算 (1月につき)	250	261円

#### 【保険外適用】

長時間 (90分を超える訪問) (1訪問につき)	3,000円
エンゼルケア	10,000円+税

II) 医療保険適用分

【基本療養費】

項目		料金	1割負担の場合
基本療養費Ⅰ	週3日まで	5,550円	555円
	週4日以降	6,550円	655円
基本療養費Ⅱ(同一建物移住者)同一日に2人	週3日まで	5,550円	555円
	週4日まで	6,550円	655円
基本療養費Ⅲ(外泊時)		8,500円	850円

【加算】

項目		料金	1割負担の場合
管理療養費	月の初日	7,400円	740円
	2日目以降	2,980円	298円
難病等複数回訪問看護加算	1日に2回訪問	4,500円	450円
	1日に3回以上訪問	8,000円	800円
複数名訪問看護加算	看護師等と同行		4,500円 450円
	看護補助者と同行	1日に1回	3,000円 300円
		1日に2回	6,000円 600円
		1日に3回	10,000円 1,000円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円
緊急訪問看護加算		2,650円	265円
夜間・早朝訪問看護加算	6:00~8:00 18:00~22:00	2,100円	210円
深夜訪問看護加算	22:00~6:00	4,200円	420円
乳幼児加算		1,500円	150円
24時間対応体制加算 (1月につき)		6,400円	640円
特別管理加算 (1月につき)	重症度の高い場合	5,000円	500円
	上記以外	2,500円	250円
退院時共同指導加算 (1回につき)		8,000円	800円
特別管理指導加算		2,000円	200円
退院支援指導加算		6,000円	600円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円
訪問看護情報提供療養費 1~3		1,500円	150円
訪問看護ターミナル療養費	看取り介護加算等を算定している場合	25,000円	2,500円
	上記以外	10,000円	1,000円

【保険外適用】

交通費(医療保険での訪問看護)	1 訪問につき	250 円+税
営業日以外(土曜日午後・日曜日・祝日・年末年始)	1 訪問につき	2,000 円
長時間(90 分を超える訪問)	1 訪問につき	3,000 円
週 3 日を越える訪問(回数制限のある方のみ)	1 訪問につき	8,500 円
エンゼルケア		10,000 円+税

※毎月のご利用料は、翌月 23 日にご指定口座からお引き落としさせていただきます。

(他のお支払方法をご希望の方は、お申し出下さい)

※利用料については、法改正や消費税率が変更となった場合には、自動的に改訂されます。その場合は改めて書面でお知らせします。

9. キャンセル料

サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡ください。当日のキャンセルは、下記の通りキャンセル料をいただきますので、ご了承ください。

当日のキャンセル	利用料自己負担分の 100%
----------	----------------

※ただし、病状の急変や入院等の場合は、キャンセル料は不要です。

10. サービスの利用に関する留意事項

(1) 被保険者証等の確認

初回訪問時、毎月 1 回および変更時に被保険者証等の確認または複写をさせていただきます。

(2) 定められた業務以外の禁止

利用者は「7-(8) 訪問看護の内容」で示した①～⑫のサービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

(3) 職員の変更

事業所の都合により、訪問看護職員を交替することがあります。

訪問看護職員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮させていただきます。

(4) 駐車場の使用

訪問看護は自家用車でご自宅に伺い、サービスを提供させていただきますので、ご自宅付近に駐車スペースを確保していただくことをお願い致します。

(5) 必要物品の準備

利用者は、訪問看護サービス実施のために必要な衛生材料、物品等の準備をお願いします。訪問看護職員は、訪問看護に必要な衛生材料や物品等に関する情報を提供します。

(6) ペットについて

訪問看護サービス利用時は、ペットをリードでつなぐ、ゲージに入れるなど、サービス提供に支障が出ないようにご配慮願います。ペットが備品等の破損や訪問看護職員へ危害を加えた場合は、その損害を賠償していただく場合があります。

### 1 1. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を講じます。

### 1 2. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族及び関係者に連絡し、必要な措置を講じます。また、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

### 1 3. 苦情申立窓口

岐阜清流病院 訪問看護ステーション 管理者	ご利用時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 土曜日 午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分 (日祝日、12 月 30 日 pm～1 月 3 日を除く) 電話 058-239-8507 FAX058-239-8509 岐阜市川部 3 丁目 25 番地
-----------------------------	---

#### その他

岐阜市役所 介護保険課	ご利用時間 平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く) 電話 058-265-4141 FAX058-267-6015 岐阜市今沢町 18 番地
国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く) 電話 058-275-9826 FAX058-275-7635 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館
もとす広域連合 介護保険課	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く) 電話 058-320-2266 FAX058-320-2265 本巣市早慶 365 番地
岐阜県社会福祉協議会 福祉サービス運営 適正化委員会	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日、年末年始は除く) 電話 058-278-5136 FAX058-278-5137 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館

平成 年 月 日

訪問看護サービスの提供開始に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

所在地 岐阜市川部3丁目25番地  
名称 岐阜清流病院訪問看護ステーション  
説明者

\_\_\_\_\_ ㊞

**【利用者】**

私は、訪問看護の利用に当たり、重要事項について説明を受け、その内容に同意します。

\*緊急時訪問看護・24時間対応を 希望します 希望しません

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

**【代理人】**

下記の理由により、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

<署名代行理由： \_\_\_\_\_ >

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞ 続柄 \_\_\_\_\_